

災害等の影響による家計急変世帯を支援します！

大分県私立高校生等奨学給付金のご案内

奨学給付金について

○大分県では、すべての意志のある生徒が安心して教育を受けられるよう、中低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するため、生活保護世帯又は年収490万円程度（専攻科については600万円程度）の世帯の保護者を対象に、私立高校生等奨学給付金を支給しています。（返還不要）

○近年、災害等の影響のため、家計が急変し世帯年収が490万円相当（専攻科で多子世帯の場合は600万円相当）と認められる世帯の保護者に対し、奨学給付金を支給しています。

1 対象となる世帯

① 保護者等（18歳以上の生徒については、生計維持者。以下同じ。）及び②高校生等について以下の要件をすべて満たす世帯に支給します。

【①保護者等（親権者等）の要件】

a 大分県内に住所を有していること。

※保護者等の一方が単身赴任等で県外在住の場合でも、大分県が生活の本拠である場合は支給対象となります。

b 令和8年度の住民税所得割が課税されているが、災害等の影響に起因する家計急変により以下に相当すること。

（全日制・定時制及び通信制）

保護者等（親権者等）全員の令和8年度の住民税所得割が非課税、保護者等（親権者等）全員の住民税所得割の合算額が105,500円未満、又は182,500円未満であること。

（専攻科）

保護者等（親権者等）全員の令和8年度の住民税所得割が非課税、保護者等（親権者等）全員の住民税所得割の合算額が105,500円未満、又は264,500円未満であり扶養する子が3人以上であること。

※申請書内に記載している「家計急変の状況がわかる書類（離職票や廃業届等）」「家計急変後の収入を証明する書類（会社作成の給与見込、税理士や公認会計士が作成した証明書类等）」等の書類で確認します。

c 生活保護法による生業扶助を受給していないこと。

【②高校生等の要件】

a 下記のいずれかの私立学校に在学しており、就学支援金又は専攻科支援金の対象者であること。

- ・高等学校(全日制課程・定時制課程・通信制課程)および専攻科課程
- ・専修学校高等課程
- ・専修学校一般課程または各種学校であって、高校入学資格者を入学資格とする次の施設（理容師養成施設・准看護師養成所・美容師養成施設・調理師養成施設・製菓衛生師養成施設）
- ・高等学校等専攻科の学科のうち、大学への編入学基準を満たす課程又は国家資格者養成課程（特別支援学校専攻科については、就労支援に資する教育課程を含む。）に通う者。【専攻科のみ】

b 日本国内に住所を有する者のうち、以下のいずれかに該当する者。

- ①日本国籍を有する者、②特別永住者、③永住者、④日本人の配偶者等、⑤永住者の配偶者等
- ⑥定住者のうち将来永住する意思があると認められた者、⑦家族滞在のうち日本で出生、又は小学校卒業までに来日し、小学校・中学校・高等学校等（専攻科生徒のみ）を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者。

※就学支援金新制度の対象外となる外国籍又は外国人学校の生徒（令和8年度新生徒である留学生を除く）は、住民税非課税世帯への支援のみ対象。

2 奨学給付金の支給額について

- ・奨学給付金は、高校生等の属する世帯の状況に応じて、対象となる高校生等 1 人ごとに金額が異なります。一人当たりの年間支給額は下表のとおりです。
- ・7月1日までに家計が急変し、申請期日までに申請があった場合は年額を支給します。
- ・7月1日までに家計が急変し、申請期日を超えて申請があった場合、又は7月2日以降に家計が急変した場合は申請のあった月の翌月（申請日が月の初日の場合は当月）～令和9年3月までの月数分を支給します。

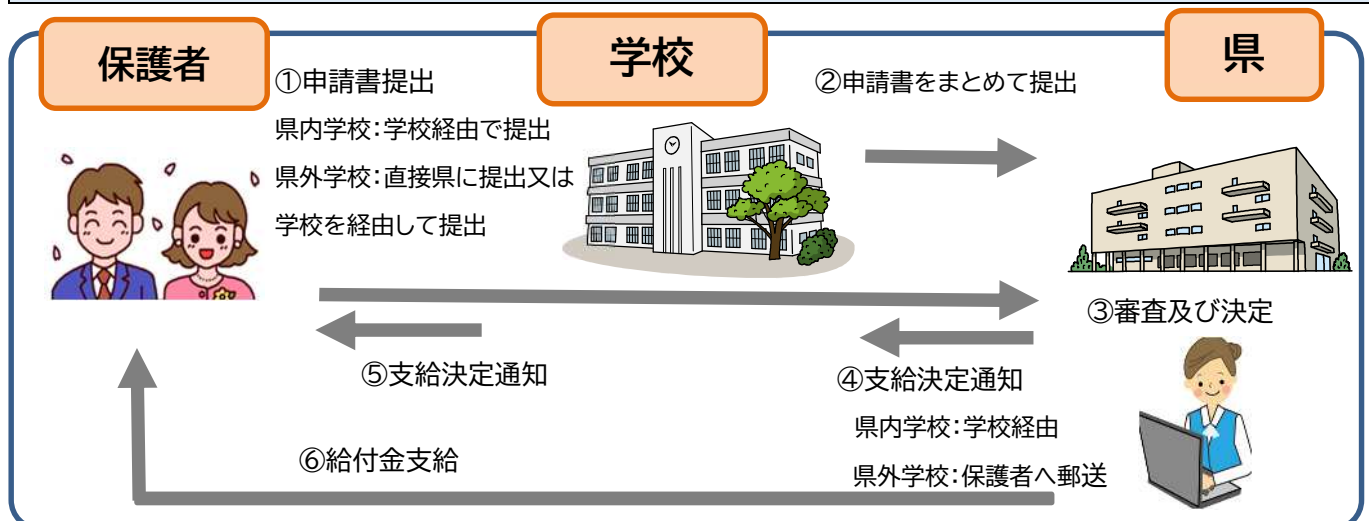
区分		支給額(年額)
非課税世帯	全日制	152,000円
	通信制・専攻科	52,100円
住民税所得割が 105,500円未満	全日制	50,670円
	通信制・専攻科(新制度)	17,370円
	専攻科(旧制度)	10,420円
住民税所得割が 182,500円未満	全日制	38,000円
	通信制	13,030円
住民税所得割が 264,500円未満で、 扶養する子が3人以上	専攻科(新制度)	13,030円
	専攻科(旧制度)	10,420円

〈例〉非課税に相当する世帯（子が全日制）が、8月に家計急変し、9月に申請した場合
 ・・・・10月～翌年3月（6か月分）を支給
 （152,000円 × 6か月 / 12か月 = 76,000円）

3 申請について

- ・申請書は当県ホームページからダウンロードできます。（電話で請求することもできます。※県外学校）
- ・申請書に従い、必要書類を提出してください。
- ・申請は随時受け付けますが、年度を超えて申請することはできません。
- ・7月1日までに家計急変した世帯は、令和8年8月31日（月）【消印有効】までに提出してください。
- ・7月2日以降家計が急変した場合は、随時ご連絡ください。ただし、年度を超えて申請はできませんので、提出が遅れた場合は申請を受け付けられないことがありますのでご注意ください。

4 奨学給付金の支給の流れについて（家計急変）



※学校に奨学給付金の受領を委任する場合は、学校に振込みます。

5 奨学給付金の受取りについて

奨学給付金は、申請の認定を受けた後、県から直接保護者等の口座に振込みます。

振込日については支給決定通知と一緒にお知らせしますので、通知が届くまでお待ちください。

※県へ事前にご連絡いただいても、お答えできませんのでご了承ください。

6 留意事項

- この奨学給付金は、返還の必要がありません。
ただし、不正に受給した場合には、返還のうえ、刑罰が科されることがあります。
- **申請後、支給されるまでの間に家計の状況に変更があった場合（離職を原因として申請したが、その後再就職した等）は必ず申し出てください。**
※申し出がなかった場合、不正受給とみなされる場合があります。
- 対象高校生等が2人以上いる場合は、それぞれの在学する学校または大分県に必要書類を提出してください。
- 提出の際は、申請書に添付している案内等をよくお読みください。
- 今回の申請は令和8年度の家計急変世帯への支援についてのものです。

7 お問い合わせ

- 申請書類の提出、申請について → 【県内学校】各学校あてお問い合わせください。
【県外学校】大分県学事・私学振興課あてお問い合わせください。
- 対象者の確認など、制度について → 大分県学事・私学振興課あてお問い合わせください。
TEL:097-506-3079
- 申請書送付先【県外学校】 → 〒870-8501
大分市大手町3丁目1番1号（県庁舎本館3F）
大分県総務部 学事・私学振興課宛て
■申請期限 令和8年8月31日（月）【消印有効】